

# 認 定 契 約 書

一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会



# 認定契約書

平成 21 年 01 月 16 日 制定

平成 25 年 08 月 08 日 改定

認定取得者（以下「甲」という。）と一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会（以下「乙」という。）は、乙による認定に基づく甲に対する認定契約に関し、次のとおり締結する。

## 第 1 条 用語の定義

本契約に関する用語の定義は、次のとおりとする。

### 1. 製品

本契約において認定の対象となる、甲が製造または販売する電力ケーブル用接続用品をいう。

### 2. 規格・基準

乙が定める製品規格（性能規格）、性能基準、環境配慮形性能基準をいう。

### 3. 認定製品

規格・基準に適合していると認定された製品をいう。

### 4. 認定証明書

製品が認定されていることを証明する乙が甲へ発行した文書（本契約書発行以前の既認定証明書も含む）をいう。

### 5. 認証番号

認定証明書に記載される個別の番号をいう。

## 第 2 条 認定証明書の効力

乙が行う認定は、規格・基準に適合しているかどうか通常必要とされる注意義務をもって行うものであり、乙の交付する認定証明書は、個別の認定製品毎の性能および安全性を保証するものではない。

## 第 3 条 権利および義務

1. 乙は、甲が本契約に基づいて、認定製品及び品質管理体制について、対応する規格・基準に適合させている限りにおいて、認定証明書の使用および認証番号の表示について許諾する。

2. 甲は、乙が規格・基準への適合性を確認するために供した試験用の製品と同一条件において認定製品が製造されることを確保しなければならない。

3. 甲は、認定されていない製品が認定製品であるかのような公表その他第三者の誤解を招くような公表をしてはならない。

#### 第4条 契約の有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも契約解除の意思表示がないときは、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後この例による。
2. 前項の規定にかかわらず、甲の認定製品の全てが取り消されたときは、本契約は終了する。

#### 第5条 苦情等の処理

1. 甲は、甲の認定製品に関して、第三者から甲又は乙に苦情が申し立てられ、第三者との間において紛争が生じたときは、その責任と負担において解決を図るものとする。
2. 乙は、甲の認定製品に関して、第三者から苦情が申し立てられたとき、これを甲に通知する。
3. 甲は、前二項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をさせられたときは、乙の求償に応ずるものとする。
4. 乙は、甲からの要請があった場合、認定製品の規格・基準への適合性の確認について、甲に協力する。
5. 甲は、2項の場合において、その対応結果を乙に報告する。

#### 第6条 機密の保持

乙は、認定業務に関連して甲から知り得た製品及びその製造等に関する一切の情報を認定業務にのみ使用するものとする。

ただし、甲の事前の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

本契約締結時に公知であった情報、本契約締結後に乙の故意又は過失によらずに公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

#### 第7条 認定の取消

1. 甲の認定製品は次の各号に掲げる事由が生じたときは認定が取消される。
  - 1) 乙が製品認定審査規則により認定を取消したとき
  - 2) 本契約第9条にて契約が解除となったとき

#### 第8条 認定の取消に関わる処理

1. 乙は、前項の取消をするときは、甲に対し、認定製品の認定証明書および認証番号を抹消するように求める。
2. 乙は、認定の取消があったときは、甲に事前に書面による通知を行ったうえ、認定取消しの理由を付して、その旨を公表することができる。

## 第9条 契約の解除

1. 甲は、書面で通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、書面による通知が乙に達した日の30日後に終了する。
2. 乙は、甲に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
  - 1) 甲が本契約の条項に違反し、乙の催告にもかかわらずその違反を是正しなかったとき
  - 2) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
  - 3) 甲が支払の停止又は破産宣告、特別清算、民事再生若しくは会社更正の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

## 第10条 不可抗力による契約の終了

天災地変その他不可抗力により乙の認定業務の遂行が不可能となったときは、本契約は当然に終了する。

## 第11条 合意管轄

本契約及び本契約に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

## 第12条 定めなき事項

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

## 第13条 その他

乙の製品認定審査規則に規定されているすべての条項は本契約の実施に適用される。本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各自記名捺印のうえその1通を保有する。

契約締結日： 年 月 日

	甲	乙
住 所		東京都中央区日本橋浜町2丁目20番6号 花岡ビル7階
会社名		一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会
代表者	印	印